

トラブルなどの情報の公表

| 質問内容   | 回答  |
|--|---|
| <p>情報公開において、今まで遅いとの批判に対し、どのような改善がなされているのか。また、日本原燃から直接周辺住民への情報提供（トラブル時の）は、どのように考えているのか。</p>   | <p>透明性の確保の観点から、軽微な機器故障なども含め、幅広く情報をお知らせすることとしています。</p> <p>例えば、今後予定しているウラン試験では、今回作成したトラブルなどの公表の考え方に基づき、当日発生した軽微な機器故障などに関する情報は、翌平日の午後にホームページで公表することとしています。</p> |
| <p>トラブルは軽微なものまで全てをすみやかに公表（ホームページによるものを含む）するよう徹底されたい。そのための訓練も適切に実施されたい。</p>   | <p>また、トラブルなどの情報については、事象の内容により、プレス発表やホームページ、さらには、当社広報誌など、様々な機会を通じて、できる限り分かりやすい形で、皆様にお知らせすることとしています。</p>  |
| <p>日本原燃さんは情報公開を強調するあまり、色々な（出さなくてもいいようなものまで）情報を出しすぎているのではないですか。</p>   | <p>なお、トラブル時の連絡および公表の訓練は、適宜実施しています。</p>  |
| <p>軽微な情報までも公表するのは良いが、逆に混乱をまねくのではないか。</p>   |   |
| <p>軽度なトラブルはホームページ公表との事であるが、すべての内容（大小とわず）をプレス発表すべきである。インターネットはまだそれほど普及しているとは思えないし、いつも日本原燃のホームページばかりを見ている訳にはいかない。すべてのものをプレス公表すべきである。</p> | <p>パソコンの普及によりホームページも有効な情報伝達的手段と考えており、今回作成したトラブルなどの公表の考え方に基づき、軽微な機器故障などは、ホームページにより公表することとしています。</p> <p>なお、ホームページのアクセス件数は、最近では、1ヶ月平均約60万件に達しています。</p>         |
| <p>ホームページを重視しているようだが、県民へ直接届ける気はないのか。</p>   | <p>県民の皆様にご理解を賜るため、本日のような説明会をはじめ、色々な方々のご意見を伺いながら、色々な形で取り組んでいきたいと考えています。</p>  |
| <p>再処理や原燃の情報で、たまにFMや近くの食堂に小冊子がありました。その辺を教えてください。</p>   | <p>当社では、様々な機会を通じて、当社事業に関する情報をお知らせするため、テレビやラジオの提供番組の放送や、当社広報誌「新かわら版青い森青い風」（県内約63万部）などを各地に配布するなどしています。</p>  |
| <p>弘前でもマスコミを活用すれば、原燃の情報をタイムリーに知ることができるのは評価できる。ただ、ホームページが万能とは思えない。高齢者や若い子供達に対しての活動などは考えているのか。</p>                                       | <p>さらに、青森市の「日本原燃サイクル情報センター」や六ヶ所村のPRセンターでは、サイクル事業について、直接説明させていただいています。</p>   |
| <p>トラブルに関する資料は、青森や六ヶ所に行くことができないが、郵送してもらえるのだろうか。また、その費用は個人負担になるのか。</p>  | <p>今後とも、様々な機会を通じて、できる限り分かりやすい資料や説明により、ご理解を頂けるよう努めていきます。</p> <p>なお、資料の送付については、個別にご相談いただければ、常識の範囲内で対応させていただきます。</p>   |

トラブルなどの情報の公表

| 質問内容                                     | 回答   |
|--|--|
| <p>一刻を争う緊急事態において近隣市町村民への通知は万全か。</p>      | <p>再処理工場は、異常の発生を防止する、異常が発生してもその拡大を防止する、さらに、異常が拡大した場合の影響を緩和する、といった多重防護の考え方に基づいた安全設計を行っているため、万一、故障や事故が発生したとしても、周辺住民の皆様放射線の影響はないように建設しています。</p> <p>いずれにしても、周辺住民の皆様に影響を与えるような事故・トラブルを発生させないよう、安全を最優先に慎重にウラン試験を進めていく考えです。</p> |
| <p>事故の際の連絡方法の内容。書類などなのか。近隣住民への連絡方法は。</p> | <p>なお、万一、緊急事態が発生した場合については、原子力災害から周辺地域の住民の皆様生命、身体及び財産を守るために「原子力災害対策特別措置法」の規定に基づき、原子力災害の発生、拡大防止及び復旧に関する事項を記載した防災業務計画に基づき、住民の皆様へのお知らせなども含め対応することとしています。</p>   |